

## 成巽閣所蔵の立山岩嶮寺史料

野口 安嗣

## はじめに

石川県金沢市兼六園内にある成巽閣には、江戸時代の加賀藩政に関わる古文書等の史料が保存・管理されている。成巽閣とは、江戸時代末期、文久3年(1863)に13代藩主前田齊泰が、12代藩主齊廣の夫人眞龍院のために造営した建物である。明治14年に齊泰が、唐の白行簡の舞中成八掛賦の「成於巽而徳風備矣」からとって、成巽閣と名付けたことが知られている。

筆者は平成22年12月、成巽閣所蔵史料の中で、加賀藩発給文書のうち立山関係のものとして、芦嶮寺関係4点、岩嶮寺関係4点、雄山神社東西社人関係2点の存在を確認した<sup>1)</sup>。その内9点は、木倉豊信『越中立山古文書』<sup>2)</sup>に所収されており、今回新たに1点を発見した。それは後掲の、【史料】①(岩嶮寺の寛文10年(1670)の「村御印」)を示すもので、昨年筆者が「岩嶮寺衆徒の身分支配」<sup>3)</sup>の中で

取り上げた、新川郡奉行が岩嶮寺衆徒を百姓として支配することを主張した根拠となる文書の原本であった。

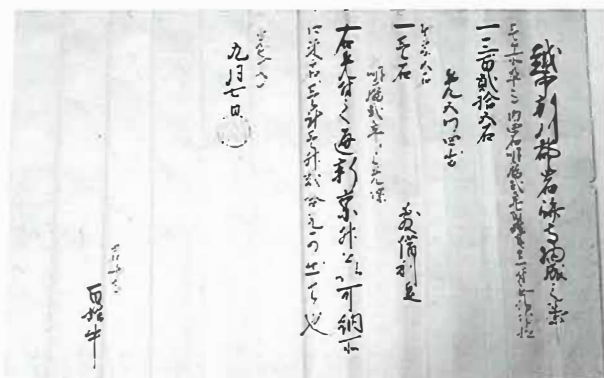
これまで、立山衆徒に対する村御印は、芦嶮寺については、「芦嶮寺一山会文書」<sup>4)</sup>で確認できたが、岩嶮寺については、地方の「岩嶮寺多賀坊文書」<sup>5)</sup>の写しかなく、原本史料はの存在は確認できていなかった。

そこで本稿では、寛文10年(1670)の「村御印」をもとに、江戸時代の加賀藩の岩嶮寺に対する年貢納入の仕組みについて、岩嶮寺に現存する地方文書を援用しながら検討していきたい。あわせて、加賀藩主3代から発給された成巽閣所蔵の岩嶮寺関係の寄進状や安堵状を通して、岩嶮寺衆徒の身分支配について改めて検証し、加賀藩の宗教村落岩嶮寺への支配のあり方を明らかにする一助としたい。

## 1. 岩嶮寺衆徒の年貢収納について

## 1-1. 寛文10年の「村御印」

【史料】①



未所収 一紙文書 37.8cm×57.8cm

[史料の翻刻]

越中新川郡岩嶮寺物成之事

壹ヶ所草高内四石明曆貳年百姓方上ニ付無檢地極

一 三百貳拾五石

免五ツ四歩

本米五石

一 壹石

敷借利足

明曆貳年ニて免除

右免付之通 新京升を以 可納所

口米石ニ壹斗壹升貳合宛可出者

寛文十年

新川郡岩嶺村衆徒中

九月七日(黒印)

岩嶺寺

草高

百姓中

一 貳百七拾五石

史料①は、寛文10年(1670)9月7日に岩嶺寺に発給された「村御印」である。

この史料によれば、岩嶺寺の「草高」(石高)は325石だが、岩嶺寺は加賀藩から藩の祈願所として50石の寄進および諸役を免除<sup>④</sup>されていたので、実際は275石だったことがわかる。それ以前の明暦2年(1656)までは271石で、4石上乘せされたことは、百姓からの手上高を記載した「老ヶ所草高内四石明暦貳年百姓方方上ニ付無検地極」から判断でき、天保12年(1841)に岩嶺寺目代が高野組才許神保助三郎にあてた嘆願書に記されている「明暦年中ニ四石手上高、都合貳百七拾五石」<sup>⑤</sup>の内容からも裏付けされる。

また、「免五ツ四歩」とは、年貢納入率のことで、275石に対して54%での上納率がかけられたことを示している。その他に、「口米」という役人への手数料が1石につき1斗1升2合かけられた。これにより、岩嶺寺は【第1表】の計算式から、年165石1斗3升2合を納めることになった。

【第1表】寛文10年の「村御印」にみる年貢納入計算

定納	$275石 \times 0.54 = 148.5石$
口米	$148.5石 \times 0.112 = 16.632石$
合計	$148.5石 + 16.632石 = 165.132石$

1-2. 寛文10年の「年貢皆済状」

次に「岩嶺寺延命院文書」<sup>⑥</sup>のうち(寛文10年11月16日)「年貢皆済状」を、翻刻、一覧する。

【史料】②

寛文拾年分御年貢米之事

御印免五ツ四歩 内老ツ式歩當一作御用捨  
 百拾五石五斗 定納新京升  
 拾貳石九斗三升六合 口米 同升を以老石ニ付  
 老斗老升貳合宛  
 〃百貳拾八石四斗三升六合  
 内  
 四拾八石四斗三升六合 米納所  
 貳石五升 初納 但米五斗ニ  
 初老石宛  
 七拾七石九斗五升 銀納  
 此代銀三貫四百二拾九匁八分  
 但老石分四拾四匁宛  
 右無夫銀皆済如件  
 寛文拾年十一月十六日 荒尾平左衛門(印)  
 小川文兵衛 (印)  
 右之通皆済相違無御座候以上  
 文殊寺村 彦三郎(印)

史料②は、寛文10年(1670)に「村御印」が発給された年の岩嶺寺における「年貢皆済状」である。

この史料によれば、岩嶺寺は草高275石に対して年貢納入率54%のところ、今年に限り12%免除され、【第2表】の計算式により128石4斗3升6合を納めていることがわかる。

【第2表】寛文10年の「年貢皆済状」にみる年貢納入計算

定納	$275石 \times (0.54 - 0.12) = 115.5石$
口米	$115.5石 \times 0.112 = 12.936石$
合計	$115.5石 + 12.936石 = 128.436石$

128石4斗3升6合の納入の内訳は、米納で48石4斗3升6合、初納で2石5升、銀納で77石9斗5升分を納めた。寛文10年(1670)の藩の米：銀の交

換レートは、1石=44匁であったので、銀納分は、77石9斗5升×44匁=3貫429匁8分となる。

### 1-3. 岩嶺寺の「年貢皆済状」

岩嶺寺延命院<sup>81</sup>には、江戸時代、加賀藩への「年貢皆済状」が数多く残されている。

【第3表】『岩嶺寺延命院文書』にみる年貢米の変遷

年号	草高	免(%)	定納口米	備考
明暦元年 (1655)	271石 48石	51.7 12.0	151.316 6.221	合計 157.537石
明暦2年 (1656)	271石 48石	54.0 12.0	158.047 6.221	合計 164.268石
寛文2年 (1662)	275石	54.0	160.38	口米 1石=8升
寛文3年 (1663)	275石	54.0	160.38	【第4表】
寛文10年 (1670)	275石	42.0	128.436	1石=銀44匁 【史料②】
寛文12年 (1672)	275石	54.0	165.132	
延宝7年 (1678)	275石	54.0	165.132	1石=銀53.5匁
元禄8年 (1695)	275石	54.0	165.132	
寛保元年 (1741)	275石	42.0		悪地のため12%引免 【史料③】
弘化2年 (1845)	275石	48.0	146.784	3ヶ年6%引免
嘉永元年 (1848)	275石	48.0	146.784	3ヶ年6%引免
安政2年 (1855)	244.444石 30.556石	54.0	146.784 18.348	納入なし

【第3表】から岩嶺寺の年貢納入の変遷に関する史料の一覧を考察していく。

- ・岩嶺寺の草高275石は、明暦年中に4石上乘せ<sup>71</sup>されてから、幕末まで変わらなかった。
- ・明暦元年から2年にかけては、草高271石の他に定免(年貢納入率)が12%の土地48石分があった。この48石の田地の実態は、現史料からは判断できないが、定免が12%と低いことから開墾地か悪地と考えられる。
- ・寛文3年までは、口米(役人への手数料)は1石につき8升であった。その後、寛文10年の村御印によれば、1石につき1斗1升2合になった。

【第4表】寛文3年の「年貢皆済状」にみる年貢納入計算

定納	275石×0.54=148.5石
口米	148.5石×0.08=11.88石
合計	148.5石+11.88石=160.38石

- ・年貢納入の一部は銀で支払われた年もみられた。藩内においての米と銀の交換比率も、寛文10年は1石=44匁なのに対し、延宝7年は1石=53.5匁とその年によって相場に違いがみられた。
- ・定免(年貢納入率)は、明暦2年(1656)以降「五ツ四歩」(54%)で推移しているが、次に示す史料③のように、年によっては引免がおこなわれていた。

「岩嶺寺延命院文書」<sup>82</sup>寛保元年12月の「年貢引免に付き覚」を翻刻、一覧する。

#### 【史料】③

覚

新川郡岩嶺寺村

一 貳百七拾五石

定免 五ツ四歩

内

五歩 享保十六年方年限不極年季引免

七歩 今年方貳ヶ年御用捨免

メ壹ツ貳歩 今来年貳ヶ年御用捨免

但 来々子ノ年方壹歩免立歸畢竟

年限不極引免共本免立歸可申候

右私共在所 御田地秋ヶ嶋用水方下水出悪地罷成、其上享保十一年 栃津川方入川仕右川縁之御田地、石砂入二罷成申候ニ付、定免之内壹ツ貳歩年季引免被仰付置候處、享保十六年右引免之内七歩減、残五歩年限不極引免被仰付置候得共、至極之悪地ニ御座候故、衆徒中必至難儀仕候ニ付、右之通今来年御用捨免ニ被為仰付難有承奉存候

(中略)

寛保元年十二月

## 岩嶺寺衆徒中

この史料は、岩嶺寺に対して定免壹ツ貳歩(12%)を来年の寛保2年(1742)まで差し引くというものである。岩嶺寺は、寛永17年(1640)に常願寺川から水源をとり秋ヶ嶋用水が完成<sup>7)</sup>したが、雪解け水で冷たく、上流の田地の下水の害もあり<sup>8)</sup>、その上、栃津川縁の田地に石や砂が入って悪地のため困っていることなどを訴え、享保11年(1726)から定免を引かれている配慮に感謝している。

## 1-4. 小結

江戸時代、3代藩主前田利常によって施行された改作法<sup>10)</sup>は、彼の死後、寛文10年(1670)に手上高免を内容に組み入れてた村御印によって成就する。前年の寛文9年(1669)に幕府が諸藩に新京升の使用を命じ、加賀藩でも領内に対して翌年から新京升で量り上納するように「村御印」を書き替えた。

岩嶺寺への寛文10年(1670)の村御印では、明暦年中に四石手上高され草高は275石となり、定免は明暦元年から明暦2年にかけて2.3%手上免され五ツ四歩(54%)となった。また、口米もそれまでの1石=8升から寛文10年には1石=1斗1升2合に固定された。ただし、定免については、その年度によって引免されている場合もあった。特に、江戸時代後期からは、年貢は定免6%引かれて、146石7斗8升4合が慣例化していったことは、明治元年(1868)の岩嶺寺目代の「御蔵米 預状」<sup>11)</sup>からも判断できる。

しかし、岩嶺寺では引免されただけでは立ちゆかなくなった年もあったようで、その時には様々な手立てをこうじて、窮状を凌ごうとしていた。安永5年(1776)には、「衆徒中近年困窮ニ付、衆徒惣印、目代印等依而願ニ先様江相渡候」として、岩嶺寺の24坊衆徒が、困窮により衆徒惣印・目代印を渡すことを納得し約定書に署名している<sup>12)</sup>。天保8年

(1837)の「御高并柴山等書上帳」<sup>13)</sup>によれば、草高275石に対し、16石5斗9升2合を他村へ切高したり質入れしたりしている。さらに安政の大地震の翌年、安政6年(1859)には、「当山之儀ハ、去年大地震之後打ニ水難ニ而、坊舎等流失仕、其上立山参詣人も昨今甚タ不参詣ニ付、衆徒一統大困窮ニ押移、日用之凌方も無御座」<sup>14)</sup>として、地震によって宿坊が流され、参詣人もなく、とても困窮しているので、宮路村茂左衛門に切高(売却)したい旨を寺社奉行所に願ひ出ている。

岩嶺寺の草高325石のうち、50石の寄進は衆徒24坊に割り振られており、残り275石のほとんども衆徒が所持している<sup>15)</sup>。加えて「年貢皆済状」には、「無夫銀」として諸役が免除されているにもかかわらず、不作の年には困窮を余儀なくされているのである。

このように、岩嶺寺衆徒は坊名で高(田地)を所持していたため、「岩嶺寺延命院文書」の数通の「年貢皆済状」では年貢納入の組織の名称も、「岩倉寺村目代・坊中」(明暦2年)、「岩嶺寺村肝煎・目代」(寛文2年)、「岩嶺村衆徒中」(寛文10年)、「岩嶺寺村」(嘉永元年)と年によって異なる記載がされている。藩政末期においては、岩嶺寺衆徒の身分支配が混迷するなかで、年貢納入が行われていったことがうかがわれる。

## 2. 岩嶺寺衆徒の身支配についての史料検証

### 2-1. 身支配についての経緯

天保8年(1837)加賀藩の何方仕方の実施以来、岩嶺寺衆徒の身支配が混迷するなか、嘉永6年(1853)藩は、「御元祖様初めより被下置候御判物等にも、衆徒中与有之候得者、法義ニ付而之身分者、尤各可為支配候。乍去当時衆徒共居住所勿論、社地迄も全新川郡郡奉行支配地ニ而、村御印ニハ芦嶺寺・岩嶺寺百姓与有之候得者、山方何方ニ付而之身分ハ右奉行可為支配候」<sup>15)</sup>として、宗務についての身分は寺社奉行支配とし、何方については新川郡奉行支配とするという判断を示した。

しかし、安政5年(1858)岩嶺寺衆徒はこの判決に対して、「誠ニ御治世以来、御三代様共御同意之思召を以、御印物等被為下置、猶更御祈願所及ニ御目見寺格ニ御取立被為遊、当御建立等之諸堂社も御坐候、建チ下迄も右新川郡御郡所御支配之御趣意与御座候而者、誠以愚案之衆徒共弥不思議、不変之靈地も変留之姿ニ押移」<sup>16)</sup>として、藩主3代のお墨付があり、祈願所になっているにもかかわらず、諸堂社まで郡奉行支配になるのは納得いかないと寺社奉行所に訴えた。寺社奉行所も訴えを取り上げて、「老人之身軀を双方方致支配筋ニ相成候付、衆徒身分変死故障等有之候節、法義何方之差別難付、混難之義出来可申、其節ニ至り双方懸合ニ相成及御達受、御指図候場ニ至候而ハ公事場等候之断方も遅々ニ相成、甚面倒之筋ニ可有之候哉」<sup>17)</sup>として、1人の体を双方(寺社方・郡方)から支配することは、事故などの時には区別しようがなく混乱をきたし、公事場の判断も遅くなるので、改めて自分たちの支配にしたいと願い出た。

これに対して、新川郡奉行は安政6年(1859)「村御印二者、芦嶺寺百姓・岩嶺寺百姓与有之候得者、山方何方ニ付而之身分ハ、私共可為支配旨被御渡」<sup>18)</sup>として、村御印には百姓の記載があることから、改めて嘉永6年(1853)の裁定に基づいて、山

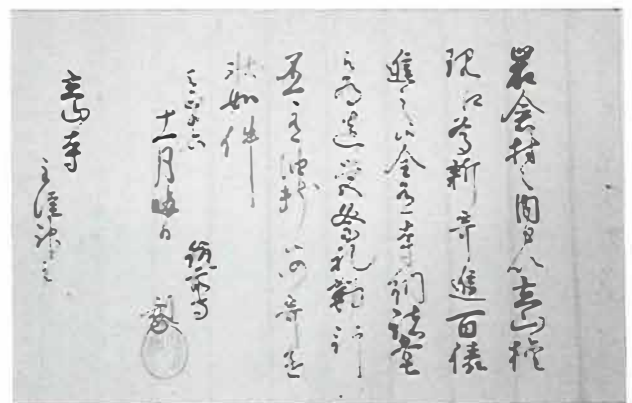
方や何方、社地敷地、衆徒の居住地まで自分たちの支配を認めるよう算用場奉行に訴えている。

萬延元年(1860)加賀藩は、それぞれの訴えを受けて、嘉永6年(1853)の裁定を見直し、再び詮議し以下の通り申し渡している。「一旦右之通申渡候儀二者御坐候而、双方不熟ニ而者結句、御縮方も難立義ニ御座候而、以前可立帰兩支配之姿を以、身分者全ク寺社奉行支配、何方等ニ付而之義者新川郡御郡奉行并改作奉行取捌、兩寺共目代を相立御郡奉行等支配を為受て可然哉と奉存候」<sup>19)</sup>として、衆徒の身分および社地や居住地は寺社奉行支配、何方については、目代を立て郡奉行の支配をうけるという判断を下した。

### 2-2. 史料の位置づけ

成巽閣所蔵の岩嶺寺関係史料4点のうち、3点は、藩主3代の(【史料】①②③)岩嶺寺に対する発給文書である。

#### 【史料】①



一紙文書 31.5cm×48.0cm

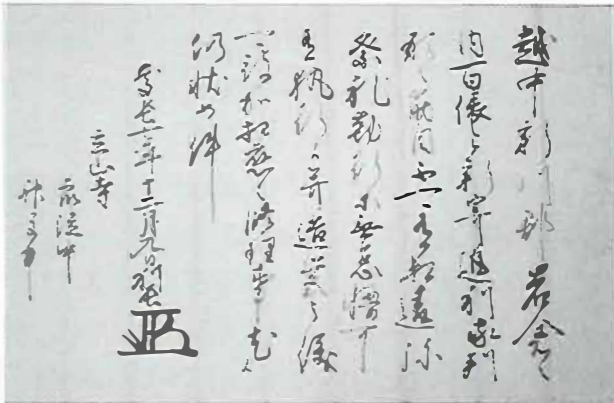
#### 【史料の翻刻】

岩倉村之内を以、立山権現江為奇進百俵進之候。全有寺納諸堂被為造営、祭礼勤行不可有油断候。仍奇進状如件。

天正十六  
十一月晦日  
立山寺  
(マ)「衆」  
主徒神主

筑前守  
利家 朱印

【史料】②



一紙文書 31.5cm×48.0cm

【史料の翻刻】

越中新川郡岩倉之内、百俵令新寄進、利家判形之筋目不可有相違、弥祭礼勤行等無怠慢可有執行候。并造営之儀、可被相應之修理尤候。仍状如件。

慶長七年十二月九日 利長 花押  
立山寺  
衆徒中  
神主中

【史料】③



一紙文書 38.2cm×50.8cm

【史料の翻刻】

越中新川郡岩倉村之内を以、百俵之所、立山権現江寄進、利家利長在判之筋目不可有相違、然者諸堂被可修理、弥祭礼勤行莫被怠慢事。仍状如件。

元和元年  
十月二日 宰相 源朝臣  
立山寺 利光 花押  
衆徒中  
神主中

史料①は、「岩倉村」(岩嶺寺村)の内立山権現へ、米100俵を寄進し、堂塔の造営と祭礼をつつがなきよう勤めよという初代藩主前田利家の寄進状である。

史料②は、岩倉の内、立山寺へ100俵を寄進し、利家の時と同じく祭礼・造営をつつがなきように実施せと追認する2代藩主前田利長の安堵状である。

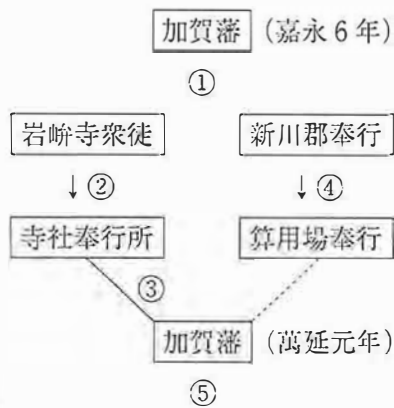
史料③は、岩倉村の内、立山権現へ100俵を寄進し、利家・利長の時と同じく祭礼・造営をつつがなきように実施せよという3代藩主前田利常の安堵状である。

岩嶺寺衆徒は、前に示した身分支配の争論において、これらのお墨付きを根拠として、自分たちは、立山寺の「衆徒(主徒)・神主」であり、社地や衆徒の居住地を含め、身分は寺社奉行支配であると主張した。

一方、新川郡奉行は、成巽閣に所蔵されているもう1点の寛文10年の「村御印」(前掲1-1の史料①)を引き合いに出し、その中に「岩嶺寺百姓中」との記載があるから、高方や山方および社地敷地の内にある衆徒の居住地はすべて郡奉行支配地であると主張したのである。

2-3. 小結

岩嶺寺衆徒の身分支配については、これらの史料を検証していくと、【第1図】に示す図式による流れを経て判断されたことがわかる。



【第1図】

- ①嘉永6年(1853)3月、藩の裁定が示される。<sup>15)</sup>  
 ②安政5年(1858)6月、岩嶺寺衆徒より、寺社奉行所へ「歴代藩主3代の発給文書」をもって嘆願書を提出。<sup>16)</sup>  
 ③安政6年(1859)5月、寺社奉行(品川左門・織田左近・前田監物)より、藩年寄の奥村河内守へ要望書を提出。<sup>17)</sup>  
 ④安政6年(1859)10月、新川郡奉行(大嶋三郎左衛門・金谷与十郎)より、算用場へ「寛文10年の

村御印」をもとに意見書を提出。<sup>18)</sup>

- ⑤萬延元年(1860)11月、寺社奉行品川左門、御算用場奉行永原善大夫へ、再び藩の裁定が示される。<sup>20)</sup>

加賀藩の判断は、本多播磨守や奥村河内守の名前で出されていることから、藩年寄<sup>21)</sup>によって決定されたことがわかる。岩嶺寺衆徒や新川郡奉行の嘆願書は、寺社奉行や算用場奉行に上がりそこから藩年寄へ提出されている。なお、算用場奉行から藩年寄へ上がった史料は管見の限り見られなかったが、藩年寄からの裁定が算用場奉行永原善大夫へ示されており、【第1図】の図式が成り立つと考えられる。

さらに、藩年寄からの裁定が、寺社奉行を通して岩嶺寺衆徒に伝えられたことは、萬延元年(1860)11月に衆徒が「請書」を提出<sup>22)</sup>したことからもわかる。また、算用場奉行を通して、新川郡奉行へ伝えられたことは、萬延元年(1860)12月に郡奉行からの高野組才許への「通達文」<sup>23)</sup>から判断できる。

## まとめ

本稿では、加賀藩による宗教村落岩嶺寺への支配のあり方を明らかにする一助として、成巽閣所蔵の立山岩嶺寺関係文書を検証してきた。

岩嶺寺は、初代藩主前田利家のお墨付き以来、立山権現へ100俵(50石)の寄進と諸役免除の特権を得ていた。寛文10年(1670)の「村御印」によれば、この年以降、草高325石の内50石は寄進高とし、残り275石のうち「免五ツ四歩」(54%)、口米1石につき1斗1升2合(11.2%)を毎年納めなければならなかった。しかし、不作などの理由により年度によって引免されていたが、それでも立ちゆかなくなった場合には切高や質入れをして凌いでいたことが明らかになった。

藩政末期には、6%の年貢の引免が続いたが、その宛名を「岩嶺寺村」と記されていたことが、身分

支配の混乱を招いた一因と考えられる。

身分支配については、嘉永6年(1853)に藩の裁定が下された後に、萬延元年(1860)にその裁定が見直されている。その間、岩嶺寺衆徒は利家を初めとした藩主3代の発給文書などを拠にして嘆願書を提出し、新川郡奉行は村御印の記載を拠にして争論を繰り広げている。同様のことは、宗教村落岩嶺寺だけではなく芦嶺寺でも史料からうかがい知ることができ、立山をめぐる藩内での勢力争いが起因していると考えられる。最終的には藩年寄衆の判断で決しているが、この何年にも及ぶ争論は、加賀藩の幕末における身分支配の混乱を如実に表している。

## 註

- 1) 平成22年12月3日、本館の加藤学芸員とともに金沢市にある成巽閣を訪れ、「立山」に関する古文書調査を行った。
- 2) 『越中立山古文書』(木倉豊信編、国書刊行会、昭和57年6月) 芦峯寺 資料No.26・29・30・52・288 岩峯寺資料No.4・8・39・421
- 3) 『立山博物館研究紀要』第17号 所収、29～44頁、富山県[立山博物館]、2010年3月
- 4) 「芦峯寺一山会文書」芦峯寺一山会には、南北朝から明治の初め頃までの古文書や絵図が残されている。本文の村御印は、『越中立山古文書』芦峯寺資料No.75、35頁に所収されている。
- 5) 「岩峯寺多賀坊文書」岩峯寺多賀坊には、近世の寺社・村などに関する文書129点、近代の社寺・村などに関する文書13点が所蔵されている。
- 6) 『越中立山古記録』1巻23頁～24頁(廣瀬誠編、立山開発鉄道株式会社、1989年9月)
- 7) 『越中立山古文書』資料No.273、270・271頁
- 8) 「岩峯寺延命院文書」岩峯寺延命院には、近世の寺社・村などに関する文書129点、近代の社寺・村などに関する文書249点が所蔵されている。
- 9) 『越中立山古文書』資料No.403、316頁
- 10) 前田利常が慶安4年より明暦2年にかけて行った農政改革で、定免法を採用し、口米・夫銀を決定した村御印の発給の租税制度。
- 11) 『越中立山古文書』資料No.419、320頁
- 12) 『越中立山古文書』資料No.177、239頁
- 13) 『越中立山古文書』資料No.251、260・261頁
- 14) 「岩峯寺延命院文書」(未(安政6年)十二月)
- 15) 『新川郡岩峯寺等身分支配方之義二付心附之趣御内達物控』(嘉永6年1853)三月(金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵)
- 16) 『立山衆徒支配一件』(午(安政5年)六月)(金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵)
- 17) 『立山衆徒支配一件』(安政6年)五月(金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵)
- 18) 『立山衆徒支配一件』(未(安政6年)十月廿六日)(金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵)
- 19) 『立山衆徒支配一件』(萬延元年)十月廿八日(金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵)
- 20) 『立山衆徒支配一件』(萬延元年)十一月の条(金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵)
- 21) 加賀藩では、八家の職名を年寄りといい、加賀藩士の中で家格が最も高い家柄をいう(『加越能 近世史研究必携』所収、24～28頁、北国新聞社、1995年8月)
- 22) 『立山衆徒支配一件』(萬延元年)十一月(金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵)
- 23) 『越中立山古文書』資料No.380、307頁

本稿における史料の凡例は、以下のとおりとした。

- ・句読点は筆者が付した。
- ・変体仮名はひらがなに直した。
- ・「より」は原本に即して「記号」で示した。
- ・旧字、異体字は可能な限り常用漢字に直した。